

益田市農業委員会第23回総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金）午後1時30分～午後3時05分

2. 開催場所 益田市役所 大会議室

3. 農業委員（出席15名）（欠席1名）

1 番 又賀 保（出）	2 番 大畑 美里（出）	3 番 須藤 寿人（出）
4 番 吉村 太（出）	5 番 大庭 清（出）	6 番 齋藤 浩文（出）
7 番 御神本康一（出）	8 番 田中 綾（欠）	9 番 佐原 晃子（出）
10 番 領家 耕一（出）	11 番 松本 幸夫（出）	12 番 谷本 大輔（出）
13 番 柳田 継男（出）	14 番 豊田 志摩（出）	15 番 宮川 有衣（出）
16 番 西川 友史（出）		

4. 農地利用最適化推進委員（出席18名）（欠席6名）

1 番 増野 六彦（出）	2 番 三輪 昌義（出）	3 番 澁谷 記幸（欠）
4 番 澤江 浩一（出）	5 番 山根 健治（出）	6 番 寺戸 康人（出）
7 番 三浦 尚人（欠）	8 番 田原 勝美（出）	9 番 野村 浩三（出）
10 番 寺戸豊太郎（出）	11 番 松本 幸夫（出）	12 番 河野 正憲（出）
13 番 青木 伸爾（欠）	14 番 中村 敏幸（出）	15 番 椋木 昭雄（欠）
16 番 長谷川孝明（出）	17 番 豊田 繁雄（出）	18 番 中島秀一郎（欠）
19 番 宮内 英之（出）	20 番 椋木 孝光（出）	21 番 岡崎 定佳（出）
22 番 渡邊 豊孝（出）	23 番 河野 光好（出）	24 番 三浦 和顕（欠）

5. 提出議案

議第109号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第110号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第111号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第112号	農地でないことの確認について
議第113号	令和6年度事業実績及び収支決算報告について
議第114号	令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
報第88号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第89号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第90号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第91号	利用状況調査に伴う農地・非農地判断について

6. 議事に参加した職員

（農業委員会事務局）柳井局長、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 23 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、14 番の豊田志摩委員、15 番の宮川有衣委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 8 番田中綾委員、農地利用最適化推進委員が 3 番澁谷記幸委員、7 番三浦尚人委員、13 番青木伸爾委員、15 番椋木昭雄委員、18 番中島秀一郎委員、24 番三浦和顕委員。 それでは、「議第 109 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 下種町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、下種町の田 1 筆 380 平方メートルです。譲り渡し事由は、居住地から遠方で耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接する農地を所有しており申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
大庭清職務代理	大庭です。17 日に田原推進委員と現地確認を行いました。〇〇さんはこの農地をずっと作っておられませんが、僕が知る限りでは〇〇さんが〇〇さんのこの田をずっと作っておられました。今まで借りていたのを今回買い取るという形にしたいと聞き取りの時に言っておられました。なんら問題はありませんので、よろしくお願いします。
西川友史会長	2 番 横田町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、横田町及び向横田町の田畑 12 筆 4,855 平方メートルです。譲り渡し事由は、経営継承のため、譲り受け事由は、親より譲り受け耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	11 番松本です。これは親から子への譲り渡しであって、状況は変わりませんので、全く問題ないと思います。
西川友史会長	本日の 3 条申請は以上 2 件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。

	(はい、の声) そう致しますと「議第 109 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 110 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 幸町 事務局 土地の所在は幸町の畑 1 筆 82 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。 西川友史会長 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 大畑美里委員 2 番大畑です。現地確認は 4 月 12 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇から〇〇の方へ進んだ〇〇の近くです。申請は父親から相続しましたが、駐車場で許可を取っていなかったために 4 条申請したもので、始末書が添付されています。以上です。 西川友史会長 2 番 三宅町 事務局 土地の所在は、三宅町の畑 1 筆 7.46 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。 西川友史会長 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 又賀保委員 1 番又賀です。4 月 12 日に大畑委員と現地確認を行いました。現地は三宅町で県の合同庁舎の〇〇側に当たるところになります。この土地は親からの相続にあたり親が建てた住宅が増築したときに転用していなかったということがわかって、このたびこれを正常な状態にしたいということで申請がありました。特に問題ないと思います。 西川友史会長 3 番 乙吉町 事務局 土地の所在は、乙吉町の田 1 筆 247 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。 西川友史会長 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 又賀保委員 1 番又賀です。現地確認は 4 月 12 日に大畑委員と行いました。現地は乙吉
--	---

西川友史会長	町〇〇を渡って、すぐのところにある宅地です。これは親から相続した家の敷地が農地転用せずに建てられたということがわかりこのたび正常な形にしたいということで、申請がありました。やむを得ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
事務局	4 番 中須町 土地の所在は、中須町の畑 2 筆 15.82 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しく願います。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 4 月 12 日に大畑委員と行いました。現地は益田市中須町地内にありまして、この土地の隣接するところは最近まで家が建っていたところですが、最近解体されて更地にされました。その土地を売買するのに隣接した一角が農地のままであったということで、この度 4 条で転用して併せて宅地を販売されるということで、このような申請が出ております。特に問題ないと思います。
西川友史会長	5 番 中吉田町 この案件については令和 5 年 12 月総会で承認いただいた区画整理事業に伴う転用事業です。土地の所在は、中吉田町の畑 5 区画 22,071.67 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は、公共下水道に接続します。資金証明については資金計画表が添付されています。なお、30 アールを超える案件のため県の常設審議委員会に諮る案件となります。ご審議の程宜しく願います。 なお、この案件につきましてはお送りした資料に抜かりがありました。今回転用する保留地の位置図というのを皆さんにお配りしておりますが、黄色の部分がこのたび転用する位置になります。よろしく願います。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。これは今、事務局から説明があったように、左岸南部地区の土地区画整理の関係ですので、特に問題ないと思います。
西川友史会長	本日の 4 条申請は以上 5 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 110 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に

	ついて」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 111 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 乙吉町 本件は、使用貸借に係る許可申請です。土地の所在は、乙吉町の田 1 筆 230 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
事務局	
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 4 月 12 日に又賀委員と行いました。申請地は乙吉町の〇〇の傍の〇〇の近くです。申請は個人住宅を建てるため、排水は合併浄化槽を設置します。適当であると判断しました。
西川友史会長	2 番 中島町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中島町の畑 1 筆 133 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 4 月 12 日に又賀委員と行いました。申請地は中島町の〇〇の近くです。申請は個人住宅を建てるため上下水道が完備されているところです。適当であると判断しました。
西川友史会長	3 番 かもしま東町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま東町の畑 1 筆 290 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 4 月 12 日に大畑委員と行いました。現地はかもしま東町ですぐ隣に〇〇がありまして、その北側に位置する畑でございます。これは〇〇、今かもしまの方ではよく出てくる名前ですが、ここを宅地として分譲して販売したいということで、この度申請されたものです。排水は公共下水道に接続されますので、特に問題ないと思います。よろしくご審議を

	お願いします。
西川友史会長	4 番 久城町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、久城町の畑 1 筆 218 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。4 月 12 日に又賀委員と現地確認を行いました。申請地は久城町の〇〇を東の方に入った所です。申請は個人住宅を建てるため、排水は合併浄化槽を設置します。適当であると判断しました。
西川友史会長	5 番 安富町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、安富町の田 2 筆 1,909 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査をお願いします。
領家耕一委員	10 番領家です。4 月 21 日に青木推進委員と現地確認を行いました。現地は〇〇を少し横田の方へ行ったところに理容室があるんですがその付近にあります。周辺は太陽光設備が設置されておりまして、また、隣接地の同意書、土地改良区の意見書もありまして、特に問題ないと思います。
西川友史会長	6 番 隅村町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、隅村町の田 1 筆 340 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査をお願いします。
松本幸夫委員	11 番松本幸夫です。4 月 16 日に長谷川委員と一緒に現地を確認しに行き、元々家があった所ではありますが、家が火事になり、再度家を建てようと思ったところ、地目が田のままになっていたの、農地転用し改めて家を建て

西川友史会長	るといふこととごさいます。ご審議のほどよろしくお願ひします。 本日の 5 条転用は以上 6 件でございします。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございしました。皆さん方で何かお気づきの点がございしましたら、お出しいたしたいと思ひます。よろしいでしようか。 (はい、の声) そう致ししますと「議第 111 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 112 号 農地でないことの確認について」 今回の非農地は判断が難しいというところと、整理番号 1 番、2 番それぞれ採決を取りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。 1 番 東町
事務局	申請地は東町の 1 筆 39 平方メートルです。農地法施行以前より宅地として利用されていたため、非農地証明願ひが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願ひします。
西川友史会長	それでは農地委員会で協議をしておりますので、委員長報告をよろしくお願ひ致しします。
須藤寿人委員	4 月 24 日に農地委員会を行いまして、担当地区委員の又賀委員と会長と我々農地委員とで現地確認をして、その後協議を行いました。非農地証明願ひで出てきたのは米軍の航空写真で判断が必要ということとでありました。その航空写真も見せてもらいましたと、不鮮明で分かりにくいということと、これは資料として認められないのではというのが皆の総意でした。それから協議の中で、この資料を基にした証明願ひは少し難しいのではないかと。この米軍が撮影した写真では当時建物が建っていたという判断はできず、また、前例としてもこうした不鮮明な写真を認めるわけにはいかないと判断に至りまして、転用申請が妥当ではないかということと意見がまとまりましたので、本日の総会で報告をさせていただきます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。
事務局	米軍航空写真はメールでお送りさせていただいていまして、今ちょっと開いていただければと思ひます。東町、駅前それぞれ航空写真をお送りいたしますので、ご確認いただければと思ひます。
西川友史会長	皆さん開けましたか。よろしいでしようか。先ほど委員長報告がありましたように昭和 22 年の米軍航空写真が添付されていて、なかなか確認は難しいということと、事務局から〇〇さんの方に転用申請のお願ひをしたということとではございしますが、あくまでも転用ではなく、非農地で申請するということとで今回上がってきておりまして、農業委員会の総会の中で判断していただきたいということとであります。総会の中で多数決を取るということとでございしますが、あくまでも非農地証明については法的な根拠に基づくものではなく、一種の行政サービスの一環として行われています。農地法の転用の類とは若干違ひますので、私たちもそこらへんを慎重に判断していかなければなりません。先ほどの委員長報告では、非農地で許可を出すということにはならな

	いだろうということで、転用申請が妥当という結論に農地委員会ではなかったということでございます。 この件について、委員の皆さん方何かご意見がございますか。 (なし、の声) この 1 番目の東町の件につきましては、総会の中で議決をとるわけでございますけど、先ほど須藤委員長からの報告のように転用申請でのお願いということですのでよろしいでしょうか。この件については挙手で確認させていただきたいと思います。それでは、この 1 番の東町の件につきましては転用申請が妥当と思われる委員は挙手をお願いします。 (農業委員 挙手全員) 本日出席委員の全員が、転用申請が妥当ということでありましたので、非農地証明は不交付と致します。 2 番 駅前町
事務局	申請地は駅前町の合計 3 筆 858 平方メートルです。農地法施行以前より宅地として利用していたため、非農地証明願いが提出されたものです。先ほどと同様にタブレットに昭和 22 年の航空写真並びに現地写真をお送りしていますので、そちらもご確認ください。ご審議のほどよろしくお願い致します。
西川友史会長	この件につきましても農地委員会の協議案件でございましたので、委員長報告をお願いします。
須藤寿人委員	この駅前町の非農地証明願につきましても、農地法施行以前から宅地として利用されていたとのことで、昭和 22 年に米軍が撮影した航空写真での判断が必要でした。4 月 24 日に、東町の現地確認後に駅前の方に回りまして現地確認をまいりました。この結果、農地委員会としましては、現地並びに写真を確認した上で、この非農地証明願いのとおり当時建物が建っていたという判断でよいのではないかとということが全員の総意でしたので、ご報告いたします。
西川友史会長	担当委員さん、委員長報告でよろしいですか。
大畑美里委員	はい。よろしいです。
西川友史会長	先ほど委員長報告がございましたように農地法施行以前に建物が建っていたことが、航空写真でほぼ確認できたということでございます。この件何かご意見ございますか。
椋木孝光推進委員	非農地証明でなければいけないという理由があるんですか。
西川友史会長	正確な理由はわかりません。 それでは、2 番は非農地でよろしいでしょうか。 (はい、の声)

	それでは 2 番は非農地での証明ということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。 そう致しますと「議第 112 号 農地でないことの確認について」は 1 番については転用申請へのお願いということで証明書は不交付。2 番につきましては非農地として認めるということでご了承いただきたいと思います。 それでは事務局の方で〇〇の方に、今日の採決の結果も報告しながら対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、「議第 113 号 令和 6 年度事業実績及び収支決算報告について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	事務局説明
西川友史会長	そう致しますと令和 6 年度の事業実績及び収支決算報告がございました。何かご意見やお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 113 号 令和 6 年度事業実績及び収支決算報告について」につきましては承認の扱いとさせていただきます。 続きまして「議第 114 号 令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について」事務局の説明をお願いします。
事務局	事務局説明
西川友史会長	補足でございます。女性協議会の副会長は大畑さんでございますが、活発に活動しておられますので、引き続き予算等もつけながら支援していただきたいと思います。 また、年金の普及部長でございますが、これまで谷本委員に頑張ってもらっていますので、引き続き谷本委員にお願いしたところでございます。 また、新聞の普及については農業会議の方からお願いということでございますので、一人 1 部は情報提供ができますように取り組んでいただけたらと思いますので、私の方からもお願いいたします。 そう致しますと令和 7 年度の説明につきまして、何かご意見やお気づきの点がございましたらお出しいただきたいと思います。
佐原晃子委員	以前農政委員会に意見を提出する要望があったと思うのですが、最近その要望がない気がするのですが、これは例年も引き続きやっていることでしょうか。
西川友史会長	今年の 12 月議会までには又賀委員長のところでは協議をしながら意見書を提出していくといったところを計画しているところです。
佐原晃子委員	各推進委員、農業委員にも意見がある方は出してくださいという形になるのか、農政委員会だけで意見を提出するのか。教えてください。
西川友史会長	農業委員会の中の取りまとめだと思います。益田市農業委員会の中の意見を取りまとめたものを農政委員会でまとめていただいて意見書にしていくといったところですので、各農業委員さんがどういう意見を出されるのかとい

佐原晃子委員	うことはわかりませんが、出された意見については農政委員会の方で協議していくということになるかと思います。 それは以前は何月までにお願いしますと紙をもらっていたと思うのですが、それと同じで意見がある場合は提出をいつまでにお願いしますといった形で今後も出ると考えていいですか。それとも意見があるなら逐一挙げてもらってそれを取りまとめる形ですか。
西川友史会長	要望でございますので、12 月議会までにあげるということで時期的なところで意見については農政委員会と協議をしていただいた中で要望があれば書いて出してくださいといったような用紙の配布になるかと思います。他にございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 114 号 令和 7 年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案) について」は原案とおり承認とさせていただきます。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。
事務局	「報第 88 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、26 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 3 件です。 「報第 89 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」届出件数は、4 件です。解約理由は 1 番～2 番は所有権移転のため、3 番～4 番は耕作が困難なため、それぞれ合意解約が成されたものです。 「報第 90 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は 5 件です。解約理由は、それぞれ耕作者の都合により合意解約がなされたものです。 「報第 91 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」所在地は、大谷町の 133 筆 計 30,187.34 平方メートル、久々茂町の 105 筆 計 21,901.91 平方メートル、岩倉町の 18 筆 5,296 平方メートル、栃山町の 43 筆 29,002 平方メートル 合計 299 筆 86,387.25 平方メートルでございます。 今回の非農地判断を行った農地は、豊川地区の農地パトロールにおいて再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者 84 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。 報告は以上でございます。
西川友史会長	ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは無いようですので第 23 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上会議の顚末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

会 長

14 番

15 番